

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和5年10月10日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市総務局広報部市民の声を聞く課広聴係
電話(011)211-2045 FAX(011)218-5165
メールアドレス koe.kiku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
市民の声を聞く課市政外相談ブース等移設業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和5年11月6日まで
- (4) 履行場所
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎1階北
市民の声を聞く課事務室内
- (5) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」の中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録を有する者であること。
- (3) 仕様の内容が実施可能であること
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1の場所及び札幌市総務局広報部のホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/koho/keiyaku/nyusatsu.html>

なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から以下の4(2)に示す提出期限の前日までの土曜日、日曜日を除く毎日、8時45分から17時15分までとする。

- (2) 入札書の提出方法

上記1の場所へ持参又は送付により提出すること。(電送による提出は認めない。)

- (3) 入札書の提出期限

令和5年(2023年)10月18日(水)14時00分(送付による場合は必着)

- (4) 開札の日時及び場所

令和5年(2023年)10月18日(水)14時00分

札幌市役所本庁舎1階 市民の声を聞く課事務室(札幌市中央区北1条西2丁目)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 落札者の決定方法

落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 詳細は入札説明書による。